

理容所 手続き 美容所

中央区保健所

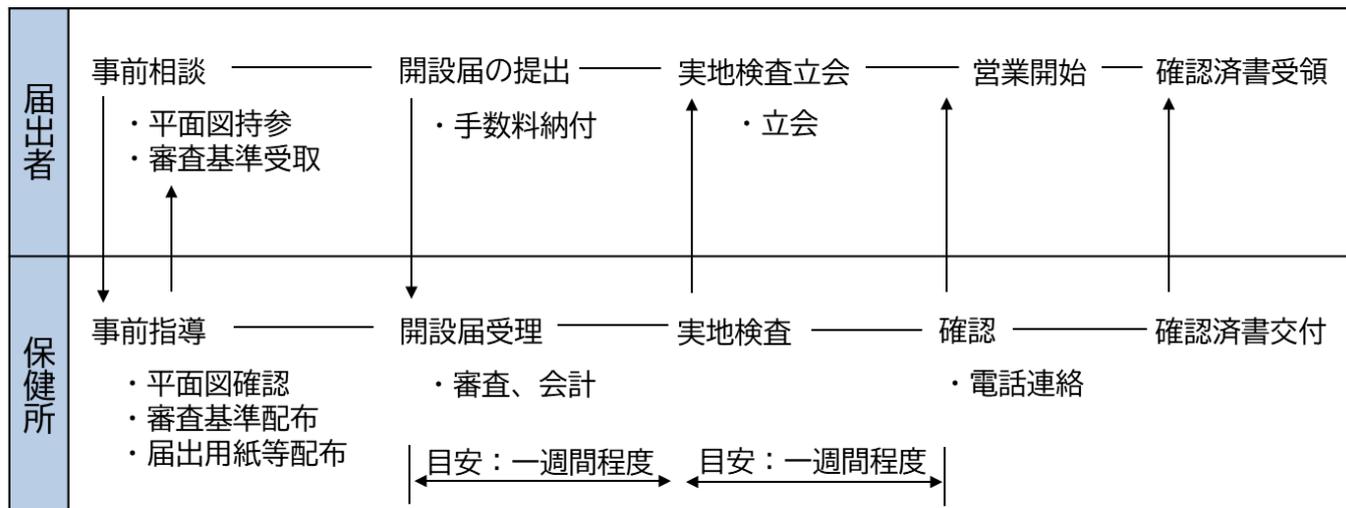
生活衛生課環境衛生担当

東京都中央区明石町12-1

03-3541-5938

1 理・美容所の開設手続き

(1) 開設の手続き



1) 事前相談

施設平面図を持参し、審査基準に適合しているか、設計段階で担当者に相談してください。事前にご連絡の上、ご来所ください。

連絡先：中央区保健所生活衛生課環境衛生担当 03-3541-5938

2) 開設届の提出

実地検査の一週間ほど前までに、理・美容所開設届及び関係書類等を保健所に持参、提出してください。また、検査手数料を納付してください。

3) 実地検査の立会

営業予定者は、理・美容所の実地検査に立ち会ってください。理・美容師の方の立ち会いをお願いします。

4) 営業の開始、確認済書受領

保健所から確認をした旨（確認済書の発行）の連絡を受けた後、営業を開始できます。確認済書を必ず受領してください。

(2) 提出書類・手数料

<提出書類>

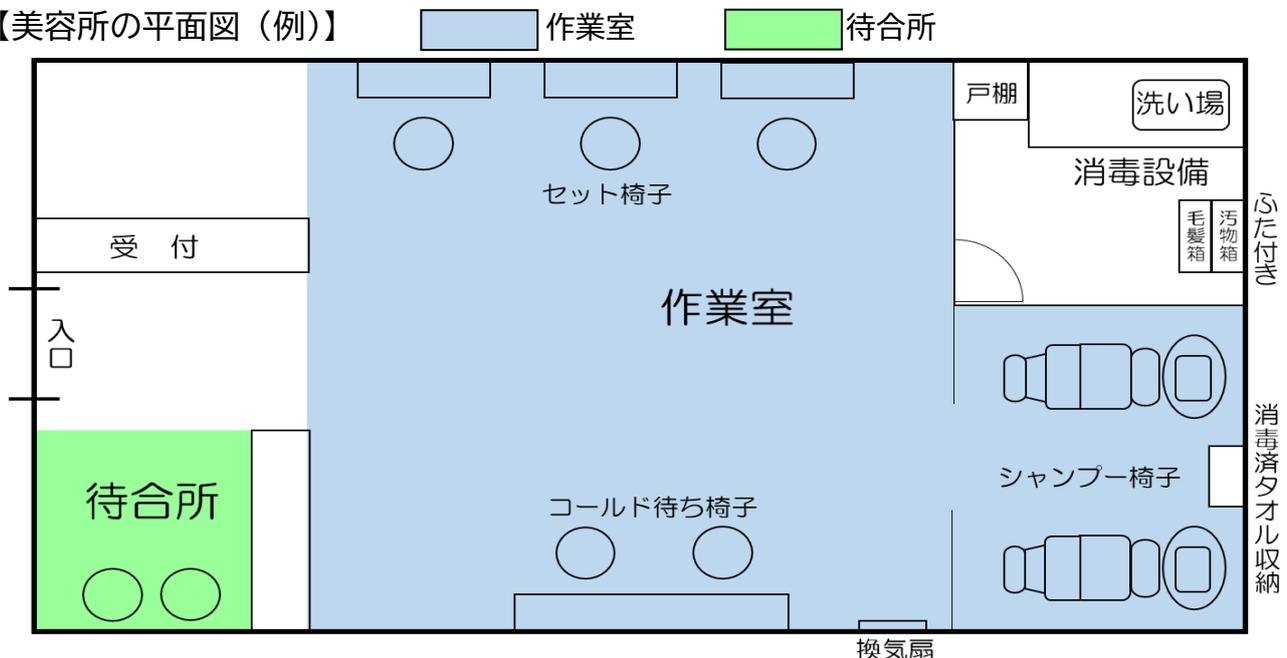
- 1) 開設届
- 2) 構造及び設備の概要
- 3) 施設平面図
- 4) 付近の見取り図
- 5) 従業員名簿
- 6) (理・美容師が2名以上の場合) 管理理・美容師の講習会修了証書の本証
理・美容師が常時2名以上の場合、管理者の設置が必要です。
- 7) 理・美容師免許の本証
- 8) 理・美容師の健康診断書(発行から3か月以内のもの)(コピー不可)
※結核及び伝染性皮膚疾患の有無を記載していること。
- 9) (開設者が法人の場合) 登記事項証明書(原本・発行から6か月以内のもの、後日確認済書と一緒にお返しします)
- 10) (開設者が外国人の場合) 住民票の写し
※国籍が記載されていること、マイナンバーは記載されていないこと

<手数料>

16,000円

(3) 平面図(内法で計算した作業室、待合所等の床面積、設備の配置を記載)

【美容所の平面図(例)】



作業室の床面積・椅子の数 一作業室の床面積は13㎡以上必要

- 【美容所】一作業室の床面積が面積13㎡の場合は美容椅子を6脚まで置くことができます。6脚を超えて椅子を置く場合は1脚につき3㎡の面積が必要です。上記図の場合、作業室面積は16.0㎡以上必要(13㎡(6脚) + 3㎡(1脚))
- 【理容所】一作業室の床面積が13㎡の場合は理容椅子を3台まで置くことができます。3台を超えて椅子を置く場合は1台を増すごとに4.9㎡の面積追加が必要です。

2 開設後の施設の維持管理 法令等に基づく維持管理基準は次のとおりです。

(1) 理・美容の業を行う場合に講ずべき措置

(理容師法第9条、美容師法第8条、中央区理・美容師法施行条例第3条)

理・美容師は、理・美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1) 皮心に接する布片及び器具を清潔に保つこと。
- 2) 皮心に接する布片を一客ごとに取り替え、皮心に接する器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、カミソリ等）を一客ごとに消毒すること。
- 3) その他中央区が条例で定める衛生上必要な措置
 - ① 清潔な外衣を着用すること。
 - ② 顔そり・美顔術等客の顔面に接する作業をする際には、清潔なマスクを使用すること。
 - ③ 手指を客一人ごとに洗浄し、必要に応じて消毒すること。
 - ④ 紙製の首巻き及び枕当てを客一人ごとに廃棄すること。
 - ⑤ 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
 - ⑥ 消毒済みの器具と未消毒の器具とを別々の容器に収めること。
 - ⑦ 顔そり用の容器・パーマネントウェーブの溶液を入れる容器等客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚れるものは、客一人ごとに洗浄すること。
 - ⑧ 洗髪器を客一人ごとに洗浄すること。
 - ⑨ 消毒薬を随時取り替え、清潔に保つこと。

(2) 理・美容所について講ずべき措置

(理容師法第12条、美容師法第13条、理容師法施行規則第27条、美容師法施行規則第27条、中央区理・美容師法施行条例第4条)

理・美容所の開設者は、理・美容所につき次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1) 施設を常に清潔に保つこと。
- 2) 消毒設備を設けること。
- 3) 採光、照明及び換気を充分にすること。
 - ① 採光・照明：作業面の照度を100ルクス以上とすること。
 - ② 換気：二酸化炭素を5000ppm以下に保つこと。
- 4) その他中央区が条例で定める衛生上必要な措置
 - ① 理・美容の業務が行われている客以外の者をみだりに出入りさせないよう作業室と待合所とに区分すること。
 - ② 消毒済みの物品を収める容器及び未消毒の物品を収める容器を備えること。
 - ③ 理・美容を行なうために必要な数量の器具及び客用の布片を備えること。

(3) 器具等の消毒方法

(理容師法第9条、美容師法第8条、理・美容師法施行規則第25条、
理容所及び美容所における衛生管理要領)

皮膚に接する器具は、一客ごとに十分洗浄した後、次の区分に応じてこれを消毒する。

- 1) カミソリ（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下同じ。）及びカミソリ以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

	消毒方法	調整・処理方法
①	煮 沸	沸騰後、2分間以上煮沸する。
②	エタノール	エタノール水溶液（エタノールが76.9%～81.4%である水溶液＝消毒用エタノール）中に10分間以上浸す。
③	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが0.1%（有効塩素濃度1000ppm）以上である水溶液中に10分間以上浸す。

- 2) 皮膚に接する器具のうち、上記1)に掲げる器具以外の器具

	消毒方法	調整・処理方法
①	紫 外 線	紫外線消毒器内の紫外線灯から $85\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して20分間以上照射する。
②	煮 沸	沸騰後、2分間以上煮沸する。
③	蒸 気	80℃を超える湿熱に10分間以上触れさせる。
④	エタノール	エタノール水溶液（エタノールが76.9%～81.4%である水溶液＝消毒用エタノール）中に10分間以上浸す、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面を拭く。
⑤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが0.01%～0.1%（有効塩素濃度100～1000ppm）である水溶液に10分間以上浸す。
⑥	逆性石けん液	逆性石けんが0.1%～0.2%である水溶液中に10分間以上浸す。（例：10%製剤の場合は、50～100倍に希釈する）
⑦	グルコン酸 クロールヘキシジン	グルコン酸クロールヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す。（例：5%製剤の場合は、100倍に希釈する）
⑧	両性界面活性剤	両性界面活性剤が0.1%～0.2%である水溶液中に10分間以上浸す。（例：10%製剤の場合は、50～100倍に希釈する）

- 3) タオル、布片類

皮膚に接する布片は、清潔に保ち、客一人ごとに取り替えること。

- ① 加熱による消毒は、使用したタオル、布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ器内が80℃を超えてから10分間以上保持させる。
- ② 消毒薬による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒する。消毒後は洗濯し、乾燥して保管するか蒸し器に入れる。
- ③ 血液が付着しているタオル、布片類は、廃棄するか、又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行なうこと。

(4) 従業員の管理

- 1) 開設者は従業員に健康診断を受けさせる等、常に従業員の健康管理に注意すること。
- 2) 開設者は、従業員が結核又は感染性の皮膚疾患（トビヒ、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）にかかったときは、その旨を保健所に届け出るとともに、当該従業員を作業に従事させないようにすること。
- 3) 開設者及び管理理・美容師は、理・美容所を衛生的に管理するとともに、常に従業員の衛生教育に努めること。

(5) 出張業務について

（理・美容師法施行令第4条、中央区理・美容師法施行条例第5条）

（平成28年3月24付生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）

理・美容師は、理・美容所以外の場所で理・美容の業務を行うことが禁止されていますが、次の場合は理・美容所以外の場所で理・美容の業務を例外的に行うことができます。

出張業務においても理・美容師は、理・美容の業務を行うときの衛生措置の基準を守らなければなりません。

- 1) 疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して理・美容を行う場合
- 2) 婚礼その他の儀式(※1)に参列する者に対してその儀式の直前に理・美容を行う場合
- 3) 区内の社会福祉施設(※2)において、その入所者に対して理・美容を行う場合
- 4) 区内の病院又は診療所において、その入院患者に対して理・美容を行う場合
- 5) 区内の劇場において、演劇に出演する者等に対して、出演するための理・美容を行う場合

※1 その他の儀式について詳しくは保健所にお問い合わせください。

※2 区内の社会福祉施設：中央区理容師法施行条例施行規則第4条・中央区美容師法施行条例施行規則第4条に規定する社会福祉施設です。

3 保健所への届出等

(1) 開設届

次の場合は、開設届の手続きが必要です。

- 1) 理・美容所を新たに開設する場合
- 2) 増改築や改装で施設の同一性が失われる場合
(50%以上の内部改造、大規模模様替え、100%以上の増築)
- 3) 経営主体が変わる場合(ただし相続や承継、事業譲渡によらないもの)
例えば個人⇔法人、A⇔Bなど。この場合、従来の営業者の廃止届も必要です。
- 4) 移転する場合や仮店舗を開く場合

(2) 変更届

次の場合は、変更後速やかに変更届を提出してください。

- 1) 施設名称の変更
- 2) 個人開設者の住所変更、改姓
- 3) 法人開設者の代表者、法人名称、事務所所在地の変更
<確認書類>
登記事項証明書(原本・発行から6か月以内のもので変更前後が記載されているもの)
- 4) 軽微な構造設備の変更 平面図を持参し事前に保健所に相談してください。

(3) 従業者変更届

従業者の変更(理・美容師の追加、異動、退職)があった場合は、速やかに従業員変更届を提出してください。

<添付書類>

- ① 健康診断書(新たに従業する理・美容師について)
発行から3ヶ月以内で、結核・伝染性皮肤病疾患の有無が記載されているもの
(コピー不可)

<提示書類>

- ① 理・美容師免許証の本証(コピー不可)
- ② 管理理・美容師にあっては管理理・美容師講習会修了証書の本証(コピー不可)

(5) 承継届

次の場合は、その旨を速やかに届け出てください。

1) 相続による承継

営業者が死亡した場合、その相続人は当該営業者の地位を承継します。

<必要書類> 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図及び相続人の同意書

2) 法人の合併による承継

許可を受けていた法人が吸収合併又は新設合併により消滅する場合、合併後に存続する法人もしくは設立された法人は、当該営業者の地位を承継します。

<必要書類> 登記事項証明書(原本・発行から6か月以内のもので合併の履歴が記載されたもの)

3) 法人の分割による承継

許可を受けていた法人が分割する場合(当該理・美容所を承継させるものに限る。)分割後に存続する法人は、当該営業者の地位を承継します。

<必要書類> 登記事項証明書(原本・発行から6か月以内のもので分割の履歴が記載されたもの)

4) 事業譲渡による承継

事業譲渡により地位の承継をする場合、譲受人は当該営業者の地位を承継します。

<必要書類> ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類

・ 法人の場合譲受人の登記事項証明書(原本・発行から6か月以内のもの)

(6) 廃止届

営業を廃止した場合は、速やかに廃止届を提出してください。

(7) 理・美容師免許について

理・美容師の免許交付、書き換え、再交付等の申請及び交付、並びに管理理・美容師の認定講習会の申し込み窓口は、下記のとおりです。

(公財) 理容師美容師試験研修センター

〒151-8602

東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚01(8F)

電話：03-5579-6878(免許申請に関すること)

03-5579-6115(管理講習に関すること)